令和3年7月1日 要綱第178号

(趣旨)

第1条 この要綱は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成17年条例 第66号)第7条の規定に基づき、宇和島市(以下「市」という。)が所有するト イレカーを貸出しすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(トイレカーの貸出し)

第2条 市は、業務の遂行に支障のない場合であって、市内において多数人の使用に 供するために必要とするときに限り、トイレカーを貸出しするものとする。

(貸出車)

第3条 貸出しをするトイレカーは、別表のとおりとする。

(貸出対象者)

- 第4条 トイレカーの貸出しの対象となる者は、公益活動を行う市内の団体とする。 (貸出対象活動)
- 第5条 トイレカーの貸出しの対象とする公益活動は、次に掲げる活動とする。
 - (1) 環境美化活動
 - (2) スポーツ・文化・イベント活動
 - (3) 防災・防犯・交通安全活動
 - (4) 市の事業と密接な関係を有する活動
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公益活動として市長が認めたもの (運転者の責務等)
- 第6条 トイレカーを運転する者(以下「運転者」という。)は、道路交通法(昭和 35年法律第105号)その他関係法令(以下「道路交通法等」という。)を遵守 し、安全運転を徹底しなければならない。
- 2 トイレカーは、市の区域内で運行するものとする。ただし、市長が適当と認めた ときは、この限りでない。

(貸出日)

- 第7条 トイレカーの貸出しは、12月29日から翌年の1月3日までの日以外に行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、トイレカーが故障等の理由により貸出しすることができない日は、貸出しは行わない。

(貸出申請)

第8条 トイレカーの貸出しを受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、トイレカーの貸出しを受けようとする日の3月前から7日前までの間に、宇和島市トイレカー貸出許可申請書兼誓約書(様式第1号)に運転者の運転免許証の写しその他必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(貸出許可)

- 第9条 市長は、前条の申請書兼誓約書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、トイレカーの貸出しを許可し、宇和島市トイレカー貸出許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。
- 2 市長は、前項の許可に必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果により、貸出しを許可しないときはその 理由を付して、宇和島市トイレカー貸出不許可決定通知書(様式第3号)により申 請者に通知するものとする。

(貸出許可の取消し等)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、現に貸出中の場合であっても、その貸出しを中止することができる。この場合において、その取消しにより同項の許可を受けた者(以下「許可団体」という。) 又は第三者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。
 - (1) 災害その他緊急かつやむを得ない事由により、トイレカーを公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
 - (2) トイレカーが故障等の理由により貸出しすることができなくなったとき。
 - (3) 許可団体又は運転者(以下「許可団体等」という。)がトイレカーの使用中に道路交通法等又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - (4) 許可団体が偽りその他不正の行為により前条第1項の許可を受けたとき。

(転貸等の禁止)

第11条 許可団体は、トイレカーを転貸し、又は貸出しを受けた目的以外に使用してはならない。

(貸出料)

第12条 トイレカーの貸出しは、無料とする。ただし、燃料費、汲取費その他の実費は、許可団体の負担とする。

(貸出し及び返却)

- 第13条 許可団体は、市長が定めた日時及び場所においてトイレカーの貸出しを受け、及びこれを返却するものとする。
- 2 許可団体は、トイレカーを返却するときは、使用した相当分の燃料の補給、汲取 り及び清掃を行い、宇和島市トイレカー貸出報告書(様式第4号)を提出するもの とする。
- 3 前2項の貸出し又は返却に当たっては、市の職員又は市長の指定する者の確認を 受けなければならない。

(交通事故等の対応)

- 第14条 許可団体は、許可団体等によるトイレカーの使用中に交通事故等が発生したとき又は道路交通法等に違反したときは、道路交通法等に定められた措置をとるとともに、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 許可団体等は、交通事故等の示談交渉を行ってはならない。
- 3 許可団体は、第1項の指示を受けた後、速やかに、宇和島市トイレカー事故等報告書(様式第5号)に市長が指示する書類を添付して提出しなければならない。

(損害賠償及び費用負担)

- 第15条 許可団体及び運転者は、交通事故等の示談交渉を市が行うに当たっては、 当該交通事故等が早期かつ円満に解決できるよう市の指示に従い、誠意をもって協力しなければならない。
- 2 市は、許可団体等の交通事故等による損害賠償費用、許可団体等が故意若しくは 過失によりトイレカーを毀損し、若しくは亡失したことによる原状回復費用又は許 可団体等が道路交通法等に違反したことにより生じた費用を負担したときは、次に 掲げる費用を除き、当該費用を許可団体等に求償することができる。

- (1) 市が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険で補填される費用
- (2) 市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償費用 (その他)
- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

	種別	車両番号	寸法(長さ×幅×高さ)	排気量
A	トイレカー (2室型)	愛媛800す9484	$3,540 \times 1,670 \times 2,750$ mm	650cc
В	トイレカー (2室型)	愛媛800す9485	$3,540\times1,670\times2,750$ mm	650cc
С	トイレカー(多機能型)	愛媛800す9512	$4,450 \times 2,050 \times 2,770 \text{mm}$	1, 490cc

様式第1号(第8条関係)

宇和島市トイレカー貸出許可申請書兼誓約書

年 月 日

宇和島市長 様

申請者 所在地 団体名 代表者名 電話番号

宇和島市トイレカー貸出要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

使用日時	年	月	月 ()	から	年	月	日 ()			
	年	月	日 ()	午前•	午後	時	分から				
貝山朔间	年	月	月 ()	午前•	午後	時	分まで				
	ロトイレ	カー (2	2室型)	愛媛80	0す94	8 4					
使用車種	□トイレカー (2室型) 愛媛800す9485										
	ロトイレ	カー(多	8機能型)	愛媛80	0す95	5 1 2					
活動内容											
使用場所											
	住 所										
運転者	氏 名										
	電話番号										
	宇和島市トイレカー貸出要綱に基づき、次の事項を確認の上、										
	借り受けます。										
	1 道路交通法とその他関係法令を遵守します。										
	2 交通事故等で第三者又はトイレカーに損害を与えたときは、										
使用に関する誓約書	その賠償に要する費用のうち、市が加入している保険で補填で										
	きない部分は全て当方が負担します。										
	3 事故等に際し、宇和島市に迷惑を一切かけません。										
	4 上記	のほか、	要綱等を遵	望守し、か	つ、市の	の指示し	に従って何	吏用			
	します。)									

- (1) 運転者の運転免許証及び市長が必要と認める書類を添付してください。
- (2) 運転者の電話番号は、使用日に連絡が取れる番号を記入してください。

宇和島市トイレカー貸出許可書

年 月 日

様

宇和島市長

印

宇和島市トイレカー貸出要綱第9条第1項の規定により、次のとおりトイレカーの貸出しを許可します。

使用日時	年	月	日	()	から	年	月	日 ()
貸出期間	年				午前・				
	年 □トイレカ	月 一(2			午前・ 一 愛媛 8 C			分まで	
使用車種	ロトイレカ								
	□トイレカ					· ·			
活動内容									
使用場所									
運転者	住 所								
建 拟 石	氏 名								
1 許可条件									
2 その他									

宇和島市トイレカー貸出不許可決定通知書

年 月 日

様

宇和島市長

印

宇和島市トイレカー貸出要綱第9条第3項の規定により、次のとおりトイレカーの 貸出しを許可しないことを決定したので、通知します。

	使用日時	年	Ē	月	日	()	から	年	. 月	日 ()
申請	貸出期間	年		月 月				午前 午前				
		ロトイレ	⁄カー	- (2	室型)			愛媛8	00す9	484		
	使用車種	ロトイレ	⁄カー	- (2 \(\frac{1}{2} \)	室型)			愛媛8	00す9	4 8 5		
内		ロトイレ	⁄カー	- (多校	幾能型	뒏)		愛媛8	00す9	5 1 2		
容	活動内容											
	使用場所											
	運 転 者	住 所										
	建 料 有	氏 名										
許	可しない理由											

宇和島市トイレカー貸出報告書

年 月 日

宇和島市長 様

申請者 所在地 団体名 代表者名電話番号

宇和島市トイレカー貸出要綱第13条第3項の規定により、次のとおり報告します。

使用日時		年 月 年 月			午前・午後 午前・午後		
	□トイレカ	· (2 <u>=</u>	室型)	愛媛	800す94	8 4	
使用車種	ロトイレカ	· (25	室型)	愛媛	800す94	8 5	
	□トイレカ	1一(多村	幾能型)	愛媛	800す95	1 2	
活動内容							
使用場所							
運転者	住 所						
世	氏 名						
事故等の有無	有 •	無					
毀損の有無	有 •	無					
汲取り等確認	汲取	り		排水		清	掃
☑]
備考							

宇和島市トイレカー事故等報告書

年 月 日

宇和島市長 様

申請者所在地団体名代表者名電話番号

宇和島市トイレカー貸出要綱第14条第3項の規定により、次のとおり報告します。

事故等発生日時	年	月	日 ()	午前・午後	時	分
事故等発生場所						
	住 所					
運転者	氏 名					
	連絡先					
	住 所					
相手方	氏 名					
	連絡先					
警察への届出等	年	月	月 ()	警察署 (交番)
事故等発生状況						
事故現場等の 見取図						

備考 市長が必要と認める書類を添付してください。